平成２４年（フ）第４１号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2253番地１
リゾートハピネスＣ棟101号室
債務者　小宮山直子
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川島　利夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第２７５号
金沢市鞍月５丁目３番地　パルトネール203号、従前の住所石川県白山市千代野東６丁目12番地５
債務者　塩谷　喜宏
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山岸　陽平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１０７５号
札幌市中央区南14条西１丁目２番20―902号
債務者　黒部　一人
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長坂　貴之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０号
山口県防府市大字高井204番地の１レオパレス新橋105号
債務者　市川　　豊
１　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板村　憲作
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
北海道岩見沢市緑町５丁目９番12号
債務者　川口　義行
１　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　正博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４５２号
札幌市西区宮の沢２条４丁目６番18―202号
債務者　椎　　智治（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４６４号
札幌市清田区清田６条２丁目23番52号　皆川アパート202号
債務者　豕瀬　麻子（旧姓石岡）
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４７２号
北海道千歳市高台５丁目４番３号
債務者　永田　岩三
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４８０号
札幌市東区伏古２条５丁目４番７号　コーポ89―110号
債務者　遊佐　洋祐
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４８６号
札幌市白石区南郷通７丁目北５番20―301号
債務者　日下部るみ子
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５０１号
北海道北広島市西の里北１丁目１番地20　公営住宅65号
債務者　成田　哲昭
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５０２号
北海道北広島市西の里北１丁目１番地20　公営住宅65号
債務者　成田眞知子
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５２１号
札幌市南区澄川６条３丁目２番６―609号
債務者　西川　至子
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５６９号
札幌市白石区本郷通６丁目北４番１―504号
債務者　福島　英光
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字菖蒲沢145番地３
債務者　菊池　　繁
１　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１７２号
群馬県高崎市小八木町2027番地１　モンヴィラージュ303
債務者　遠藤真理子
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２６４号
埼玉県東松山市大字松山2617番地１　岩花団地１―102
債務者　丸山　貴代
１　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部